大崎市監査委員告示第１６号

監査の結果報告について

地方自治法第１９９条第７項の規定に基づき，大崎市監査基準により監査を実施したので，同条第９項の規定により，その結果を下記のとおり公表する。

令和８年１１月２日

大崎市監査委員　門脇喜典
大崎市監査委員　千葉裕子
大崎市監査委員　石田政博

記

第１　監査の種類
財政援助団体等に対する監査

第２　監査の対象とした団体等

財政援助団体等名称	区　分（指定管理施設名／補助金名）
大崎商工会	三本木夏まつり事業補助金
社会福祉法人 大崎市社会福祉協議会	大崎市古川農村環境改善センター指定管理
株式会社 大崎市三本木振興公社	道の駅三本木やまなみ，大崎市三本木亜炭記念館，大崎市新世紀公園三本木パークゴルフ場指定管理

第３　監査の着眼点
団体への財政援助に係るものの出納及びその他の事務の執行

第４　監査の主な実施内容
令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの財政的援助に係るものの出納その他の事務に関する財務書類を対象に，必要に応じて対象団体担当者等の説明を聴取する等により，実施している事業が目的に沿って適正に執行されているか，会計経理等が適正に行われているかという観点から，試査による監査を実施した。

第５　監査の実施期間

令和８年９月１日（火）から同年９月３日（木）

期日等の詳細については，別紙「定期監査報告書」（監査対象団体ごと）のとおり

第６　監査の結果

財政的援助に係るものの出納その他の事務の執行状況については，おおむね適正に事務処理されていると認められた。

なお，このほか事務処理上留意すべき軽微な事項については，監査実施の際に団体担当者等に改善を求めたので，それぞれ適切に事務改善を図られたい。

監 査 報 告 書

（地方自治法第１９９条第７項に定める財政援助団体等に対する監査）

1　監査の期日及び対象

監 査 の 期 日	監査の対象	備　　考
令和８年 ９月１日(火)	大崎商工会 補助金交付団体 三本木夏まつり事業補助金	担当所管課 三本木総合支所 地域振興課

2　監査の対象とした事項及び範囲等

令和７年４月１日から令和８年３月３１日までに執行された大崎市が補助金等の財政的援助を行っていたものに係る出納その他の事務について，提出及び提示された財務書類を監査した。

3　監査の結果

補助金等に係る出納その他の事務については，おおむね適正に事務処理されていると認められたが，事務処理上留意すべき軽微な事項については，団体び担当所管課所属長に別途通知している。

監 査 報 告 書

（地方自治法第１９９条第７項に定める財政援助団体等に対する監査）

１　監査の期日及び対象

監 査 の 期 日	監査の対象	備　　考
令和８年 ９月２日(水)	社会福祉法人大崎市社会福祉協議会 公の施設の指定管理者 大崎市古川農村環境改善センター	担当所管課 産業経済部 農政企画課

２　監査の対象とした事項及び範囲等

令和７年４月１日から令和８年３月３１日までに執行された公の施設の指定管理者制度に基づく管理受託に係る出納その他の事務について，提出及び提示された財務書類を監査した。

３　監査の結果

指定管理に係る出納その他の事務については，おおむね適正に事務処理されていると認められたが，事務処理上留意すべき軽微な事項については，監査実施の際に団体担当者等に補完等を求めたほか，担当所管課所属長等に別途通知し，改善を求めている。

監 査 報 告 書

（地方自治法第１９９条第７項に定める財政援助団体等に対する監査）

1　監査の期日及び対象

監 査 の 期 日	監査の対象	備　　考
令和８年 ９月３日(木)	株式会社大崎市三本木振興公社 公の施設の指定管理者 道の駅三本木やまなみ， 大崎市三本木亜炭記念館， 大崎市新世紀公園三本木パークゴルフ場	担当所管課 三本木総合支所 地域振興課

2　監査の対象とした事項及び範囲等

令和７年４月１日から令和８年３月３１日までに執行された公の施設の指定管理者制度に基づく管理受託に係る出納その他の事務について，提出及び提示された財務書類を監査した。

3　監査の結果

指定管理に係る出納その他の事務については，おおむね適正に事務処理されていると認められたが，事務処理上留意すべき軽微な事項については，監査実施の際に団体担当者等に補完等を求めたほか，担当所管課所属長等に別途通知し，改善を求めている。